

## 食用油の原料原産地表示、GM表示についての意見

輸入食料の増大に対する消費者の懸念に対応して、これまでJAS法において生鮮食品の原産地表示、また加工食品の原料原産地表示が順次取組まれてきています。一方、食用油の表示はまったく手付かずのままです。輸入農産物のなかでもっとも大量輸入している油糧作物ですが、原産地表示もなく、また輸入油糧作物のダイズやナタネ、綿実、コーンが遺伝子組み換え割合が現在では8、9割に達するにもかかわらずGM表示はされないままです。消費者の選択のため、また国産油糧作物振興のためにも食用植物油の原料原産地表示、遺伝子組み換え表示の義務化が必要です。

1. 油の場合、現行、品名と原材料名が同じで原材料名表示は意味を成していません。

例えば、

品名 食用なたね油

原材料名 食用なたね油

と表示されています。

① 専ら種実を輸入し、国内で油に加工しているナタネ、ダイズ、綿実、コーンは、原材料名は“食用〇〇油”ではなく、原料の作物名と産地を表示すべきです。

例: 品名 食用なたね油

原材料名 なたね種実(カナダ)

② オリーブ油などのように輸入した油を専ら使用する場合は

原材料名 「オリーブ油(〇〇国)」とし、

原料オリーブが異なる国の場合は「オリーブ(〇〇国)使用オリーブ油(〇〇国)」と表示すべきです。

2. 調合油の表示について

① 現行の表示は下の表示例のようになっています。上記1の原料作物と産地の表示を行い、あわせてそれぞれの使用割合を表示すべきです。

### <表示例>

品名	食用調合油
原材料名	食用なたね油 食用大豆油
内容量	1500g
賞味期限	09.06.30
保存方法	常温、暗所保存
製造者	〇〇株式会社 AA 東京都●●区●●1-2-3

③ 原料油脂の一部の油脂名を特に表示する場合

現行制度では、30%以上(60%未満)の当該油脂を含んでいればよいことになっています。

(食用植物油品質表示基準第4条)

国産なたね油が30%入っていれば「国産なたね油」という商品名が許されるというのはおかしなことです。消費者に(優良)誤認を与えています。一部の油脂名を特に表示する場合は少なくとも60%以上は使用されていて初めて許されることです。原材料名には下の例のように、作物名、原産国、割合を表示する必要があります。

例 原材料名 なたね種実(オーストラリア産)7割、なたね種実(国産)3割

#### ④ 調合ごま油表示の場合

当該原料油脂の含有率が60%以上の場合、原料油脂名に「調合」の文字を冠した、例えば「調合ごま油」のような表示が許されています。以下のように、使用した他の油についてもすべて表示する必要があります。

例

原材料：ゴマ（中国産）使用ごま油（国産）6割、ダイズ（米国産）使用ダイズ油（国産）4割

### 3. 原料作物による遺伝子組み換えの表示

遺伝子組み換え不分別の原料を使用する食用油にその旨を表示する必要があります。

現在の遺伝子組み換え表示においては、最終商品のDNA分析によって検知できる場合に表示という理屈になっています。そのためDNAを検知しにくい油には表示がされません。最終商品での検知ではなく、EUのように原料作物での検知を根拠にすべきです。遺伝子組み換え不分別の原料作物を利用した食用油にはその旨を表示するという事です。

<付記>

社団法人日本植物油協会資料(平成20年11月4日)によると、なたね油(カノーラ油)は輸入ナタネ種子による国内搾油割合は98%(平成19年 以下同様)で油で輸入する割合は2%です。大豆油は94%が大豆を輸入し国内搾油しています。コーン油は100%が輸入コーンを国内搾油しています。オリーブ油やパーム油は逆に輸入油での供給が100%となっています。これを表示するのは難しいことではないはずです。

#### 国産ナタネの状況

国内では、1957年に最高の作付け面積258,600ヘクタール、生産量286,200トンを示した後、1961年大豆の貿易自由化(油糧用大豆の輸入)、1971年にはナタネの自由化となり、減少の一途を辿った。2006年産は800ヘクタール弱である。国内生産量は1千トン、輸入量は220万トンで、最近のなたねの自給率は0.04%程度といわれる。

#### ナタネの国産振興の意味

高齢化の進行が課題となっている日本農業において、ナタネ10a当たり労働時間は約4時間であり、一般野菜の約20分の1となっている。汎用コンバインによる収穫や機械乾燥の普及により時間だけでなく、作業そのものが軽減され、高齢化でも栽培できることから遊休農地の解消や余剰時

間での野菜栽培への取り組み、菜花の出荷、景観作物としての観光客誘致など複数の効果をもたらしている。また、一昔に行われていたように輪作作物としても有用であり、国内の小規模搾油業者が行う圧搾法による搾油後の油粕は、良質の有機肥料としてひっぱりだことなっている。

消費者の遺伝子組み換えナタネに対する懸念、不安は強く、安心、安全な国産ナタネの必要性は高まっている。菜の花は国民に農村ならではの景観と文化を提供する作物であり、わずかとなった「なたね」の自給率向上を真摯に図らなければならない。

食政策センター ビジョン21

代表 安田節子